

○本庄市建設工事請負等競争入札執行要領

平成20年3月4日

告示第40号

改正 平成20年7月22日告示第177号

平成20年9月19日告示第234号

平成26年3月31日告示第115号

平成26年9月30日告示第314号

平成28年3月31日告示第124号

平成28年8月15日告示第307号

令和元年9月19日告示第136号

本庄市建設工事請負等指名競争入札執行要領（平成18年本庄市告示第19号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

（参加資格）

第2条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2） 本庄市建設工事等競争入札参加資格者名簿に、一般競争入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）に対応する業種で登載されていること。

（3） 一般競争入札を執行する旨を公告した日（以下「公告日」という。）から入札日までの期間に、本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置

要綱（平成18年本庄市告示第164号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 公告日から入札日までの期間に、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号。以下「暴力団排除要綱」という。）に基づく指名除外の措置を受けていないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

2 必要に応じ、前項のほか参加資格として、次に定める事項について、定めることができるものとする。

(1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の格付区分に関する事項

(2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査をいう。以下同じ。）に基づく総合評定値の区分に関する事項

(3) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地に関する事項

(4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績に関する事項

(5) 対象工事に配置予定の技術者に関する事項

(6) 対象工事の施工方式等の提案に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（公告内容の決定）

第3条 前条に定める参加資格のほか公告の内容等は、本庄市工事関係業者指名委員会規程（平成18年本庄市訓令第40号）第1条の規定により設置する本庄市工事関係業者指名委員会（以下「委員会」という。）に諮り、決定するものとする。

（参加資格の有無の確認申請）

第4条 入札に参加を希望する単体企業及び特定建設工事共同企業体（以下「参加希望者」という。）は、参加資格の有無を確認するため、公告で定める所定の期限までに、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業にあつては様式第1号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第2号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体企業にあつては様式第3

号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第4号)及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

(参加資格の有無の確認)

第5条 市長は、参加希望者に明らかに参加資格がないと認めるときを除き、確認申請書を受理するものとする。

2 市長は、確認申請書に基づき参加希望者一覧表(単体企業にあつては様式第5号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第6号)を作成し、委員会の委員長(以下「委員長」という。)に様式第7号により報告するものとする。

3 委員長は、前項の通知があつたときは、必要に応じて委員会に諮り、参加希望者の参加資格の有無及び参加資格がないと認めた場合の理由について確認し、その結果を市長に様式第8号により通知するものとする。

4 市長は、前項の確認結果等を様式第9号又は様式第10号により、参加希望者へ通知するものとする。

(参加資格の有無の再確認)

第6条 参加資格がないと認められた者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。

2 参加資格の有無の再確認の審査が終了しなければ、入札を執行することができないものとする。

(参加資格の取消し)

第7条 市長は、参加資格がある旨の通知を受けた者(以下「参加資格者」という。)が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者となったとき。

(2) 死亡(法人においては解散)したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 市長は、参加資格者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のい

れかに該当することとなったときは、当該入札の参加資格を取り消すことができるものとする。

(1) 指名停止要綱により指名停止の措置を受けたとき、又は国若しくは他の公共団体から指名停止措置を受けたとき。

(2) 暴力団排除要綱により指名除外の措置を受けたとき、又は国若しくは他の公共団体から指名除外措置を受けたとき。

(入札保証金)

第8条 入札保証金については、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）第7条から第12条までの規定によるものとする。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により還付しないものとする。

(設計図書)

第9条 仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）は、参加希望者又は参加資格者に貸与又は配布するものとする。

(現場説明会)

第10条 現場説明会は実施しない。

第3章 指名競争入札

(指名及び入札の通知)

第11条 市長は、指名競争入札を執行する場合、当該入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を入札参加者に様式第11号又は様式第12号により通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第12条 第7条から第10条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

この場合、「地方自治法施行令第167条の4」とあるのは、「地方自治法施行令第167条の11」と読み替えるものとする。

第4章 入札の執行

(予定価格等の決定)

第13条 予定価格の決定は、市長が行う。

- 2 市長は、入札執行前に、予定価格を予定価格調書（様式第13号）に記入押印し、封書に入れ、封印するものとする。
- 3 最低制限価格（調査基準価格を設けるときは、調査基準価格）を設けるときは、市長がその価格を決定し、併せて予定価格調書に記入するものとする。
- 4 調査基準価格は、総合評価方式による入札を執行する場合に、設けるものとする。

（入札執行者等）

第14条 入札執行者は、副市長又は副市長が指定した者とする。

- 2 入札執行者は、入札を執行するに当たって、当該建設工事等の入札事務を所掌する課の職員にその執行を補助させることができる。

（入札の準備）

第15条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

- 2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の予定価格調書の封書、くじ及び入札執行に必要なものを準備しなければならない。

（入札の執行）

第16条 入札執行者は、公告又は通知した時刻になったとき、入札参加者を順次入室させ、入札の開始を宣言し、当該建設工事等の名称及び入札参加者の確認を行うものとする。

- 2 前項の確認後の入札参加は、認めないものとする。
- 3 入札者は、1入札参加者について1人限りとし、入札執行途中での退室は認めないものとする。
- 4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印し、封書にして密封の上、入札箱に投入させなければならない。
- 5 一般競争入札の場合において、参加資格者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は、認めないものとする。

（代理人による入札）

第17条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、入

札執行者は、入札前に入札委任状により代理人であることを確認しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第18条 入札執行者は、入札参加者が一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(公正な入札の確保)

第19条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、誓約書及び入札金額積算内訳書を提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第20条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札執行者は、天変地変その他の理由により入札を執行することが困難であると認められるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は取りやめることができる。

3 入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめることができる。

(入札の辞退)

第21条 入札執行者は、参加資格者又は指名を受けた者が、入札を辞退する旨を申し出た場合、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参させるものとする。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させるものとする。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを行わない。

(開札)

第22条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち会わせて行わなければならない。

- 2 前項の開札の場合、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 4 入札執行者は、開札の結果として、入札者名及び入札価格を発表するものとする。ただし、無効な入札については、その入札価格を公表しないものとする。
- 5 入札執行者は、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）と入札価格との対比を行わなければならない。
- 6 入札執行者は、最低制限価格又は調査基準価格を設けたときは、前項の対比に加えて、これの110分の100の価格と入札価格との対比を行わなければならない。

（入札の無効）

第23条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第24条 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内で、次に掲げる要件のいずれかを満たし、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者
- (2) 調査基準価格を設けた場合にあつては、調査基準価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者
- (3) 調査基準価格を設けた場合にあつては、調査基準価格の110分の100の価格未満の価格で入札し、第26条第1項に規定する調査の結果落札者となった者

(くじによる落札者の決定)

第25条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

- 2 前項により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。
- 3 第1項のくじ引に当たり、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者決定の保留)

第26条 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内の最低の価格の入札が調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）であったときは、落札者決定の保留を宣言し、本庄市建設工事請負低入札価格取扱要綱（平成20年本庄市告示第176号）に基づく手続を行うものとする。

- 2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項により順位を決定したときは、くじ（低価格入札以外の入札に係るもののうち、第2順位以下のものを除く。）を引いた者にくじを引いた旨及びその結果決定した順位を当該入札書に記載させ、記名押印させるものとする。

4 前条第3項の規定は、第2項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

（再度入札）

第27条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札は行わない。

（1） 設計金額を事前公表したとき。

（2） 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、初度入札において低価格入札があつたとき。

（3） 再度入札に参加することができる者がいないとき。

（落札の辞退）

第28条 落札者が開札直後に落札を辞退した場合、次位の入札をした者を落札者とするすることができる。この場合における落札金額は、辞退した者の落札金額と同額とする。

（不調時の取扱い）

第29条 入札執行者は、一般競争入札の場合において、落札者がいないときは、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。

2 入札執行者は、指名競争入札の場合において、落札者がいないときは入札を打ち切り、改めて、当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。

（落札決定等の通知）

第30条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所においてその旨を発表するものとする。

2 市長は、第24条及び第25条により落札者を決定した場合は、速やかにその旨を落札者に様式第14号により通知するものとする。

3 前項の通知が落札者に到着した日から5日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失う。

(契約書類の送付)

第31条 前条の通知には、契約書、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付するものとする。

(市議会の議決を要する契約)

第32条 本庄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年本庄市条例第63号)第2条の規定により、市議会の議決を要する契約は、市議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書を取り交わすものとする。

(その他)

第33条 市長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(本庄市建設工事請負一般競争入札執行要領の廃止)

2 本庄市建設工事請負一般競争入札執行要領(平成18年本庄市告示第18号)は、廃止する。

附 則(平成20年7月22日告示第177号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年9月19日告示第234号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則 (平成26年3月31日告示第115号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日告示第314号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第124号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月15日告示第307号)

この告示は、平成28年8月15日から施行する。

附 則 (令和元年9月19日告示第136号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)
(単体企業)

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記工事の一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 資本関係・人的関係

申請日現在、当社と他の本庄市建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

資本関係・人的関係 あり ・ なし (該当する方に○をしてください。)

※「あり」に○をされた場合のみ、別紙「資本関係・人的関係調書」を必ず提出してください。

5 連絡先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

様式第2号(第4条関係)
(特定建設工事共同企業体)

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

特定建設工事共同企業体の名称 _____

代表構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	㊦
-------	------------------------	---

構 成 員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	㊦
-------	------------------------	---

構 成 員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	㊦
-------	------------------------	---

このたび、下記工事の共同請負による一般競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、一般競争入札参加資格等確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日
年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 資本関係・人的関係

申請日現在、当社と他の本庄市建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

資本関係・人的関係 あり ・ なし (該当する方に○をしてください。)

※「あり」に○をされた場合のみ、別紙「資本関係・人的関係調書」を必ず提出してください。

5 連絡先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

様式第3号(第4条関係)
(単体企業)

一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称 _____

1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の格付区分

--

2 対象工事に対応する業種に係る経営事項審査の総合評定値

	審査基準日	年	月	日
--	-------	---	---	---

3 対象工事に対応する業種に係る許可(登録)年月日

年	月	日(許可/登録)
---	---	----------

4 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地

--

5 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

(注)1 _____年度以降の同種・類似工事の施工実績について記入すること。

2 共同企業体による施工の場合は、代表構成員として請負った工事に限る。

6 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)			
現在の受 持工 事	工事名		
	施工場所		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
工 事	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
実 績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		

様式第4号(第4条関係)
(特定建設工事共同企業体)

一般競争入札参加資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称 _____

1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の格付区分

	商号又は名称	格付
代表構成員		
構成員		
構成員		

2 対象工事に対応する業種に係る経営事項審査の総合評定値

	商号又は名称	総合評定値	審査基準日
代表構成員			年 月 日
構成員			年 月 日
構成員			年 月 日

3 対象工事に対応する業種に係る許可(登録)年月日

	商号又は名称	許可(登録)年月日
代表構成員		年 月 日(許可/登録)
構成員		年 月 日(許可/登録)
構成員		年 月 日(許可/登録)

4 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地

	商号又は名称	所在地
代表構成員		
構成員		
構成員		

5 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

- (注)1 _____年度以降の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
 2 共同企業体による施工の場合は、代表構成員として請負った工事に限る。

6 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)			
現在の受 持工 事	工事名		
	施工場所		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
工 事	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
実 績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

本庄市工事関係業者指名委員会委員長 様

本庄市長

一般競争入札参加資格等確認申請について(報告)

下記工事の一般競争入札について、別添の参加希望者一覧表のとおり参加資格等の確認申請がありましたので、報告します。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 申請者数

様式第8号(第5条関係)

年 月 日

本庄市長 様

本庄市工事関係業者指名委員会委員長

一般競争入札参加資格等の確認結果について(通知)

さきに進達があった下記工事の一般競争入札参加資格等確認申請について、別紙のとおり参加資格等を確認したので、申請者宛て通知してください。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 参加資格がある者の数
- 5 参加資格がない者の数

様式第9号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

本庄市長



一般競争入札参加資格等の確認結果について(通知)

さきに申請のあった下記工事の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格があると確認されたので通知します。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 入札の場所及び日時
 - (1) 入札場所
 - (2) 日時
年 月 日() 午(前・後) 時 分
- 5 設計図書
設計図書は、次のとおり貸与又は配布する。(有償/無償)
 - (1) 貸与(配布)場所
 - (2) 貸与(配布)日
 - (3) 受付時間
時から 時まで
 - (4) 返却方法(貸与による場合)
 - (5) その他

- 6 入札保証金の取扱い
免除する。／見積もった契約希望金額の100分の 以上とする。
- 7 落札した場合の契約保証金の取扱い
免除する。／請負金額の100分の 以上とする。

様式第10号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

本庄市長



一般競争入札参加資格等の確認結果について(通知)

さきに申請のあった下記工事の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格がないと確認されたので通知します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 入札参加資格がないと認めた理由

5 その他

入札参加資格の有無の再確認を求めることができます。

(1)再確認申請先

(2)受付期間

年 月 日()まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3)受付時間

時から 時まで

様式第11号(第11条関係)
(建設工事)

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

入札指名について(通知)

指名競争入札を下記により執行するに当たり、貴社を指名したので、希望があれば本庄市契約規則及び本庄市建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、本庄市建設工事請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知の上、入札してください。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
設 計 金 額	
入札及び開札	年 月 日 午(前・後) 時 分
入 札 場 所	
入 札 保 証 金	
最低制限価格	設定する/設定しない
設計図書貸与 期間・場所	
契 約 条 項	本庄市建設工事請負契約約款による
契 約 保 証 金	
竣 工 期 限	年 月 日
支 払 条 件	前金払 する/しない 部分払 する/しない
質 疑 等	質疑の受付及び回答は、にて、質疑応答書で行う。 質疑の受付 月 日 午(前・後) 時まで 回 等 月 日

注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる。
- (5) 誓約書及び入札金額積算内訳書を提出すること。

様式第12号(第11条関係)
(業務委託)

第 号
年 月 日

様

本庄市長



入札指名について(通知)

指名競争入札を下記により執行するに当たり、貴社を指名したので、希望があれば本庄市契約規則及び本庄市建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、本庄市業務委託契約約款、設計図書、履行場所等を熟知の上、入札してください。

記

委託業務名	
履行場所	
設計金額	
入札及び開札	年 月 日 午(前・後) 時 分
入札場所	
入札保証金	
最低制限価格	設定する/設定しない
設計図書貸与 期間・場所	
契約条項	本庄市業務委託契約約款による
契約保証金	
履行期限	年 月 日
支払条件	前金払 する/しない 部分払 する/しない
質疑等	質疑の受付及び回答は、 質疑の受付 月 日 午(前・後) 時まで 回 等 月 日 にて、質疑応答書で行う。

注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる。
- (5) 誓約書及び入札金額積算内訳書を提出すること。

様式第13号(第13条関係)

年 月 日

予定価格 決定者	
-------------	--

予 定 価 格 調 書

下記工事の予定価格を次のとおり決定する。

予 定 価 格 _____ , _____ , _____ 円

(入札書比較価格 _____ , _____ 円)

最低制限価格 _____ , _____ , _____ 円

(最低制限価格の100/108 _____ , _____ 円)

記

工 事 名	
工 事 場 所	
実 施 額	円
(設計額)	円

(注意事項)

1 調査基準価格を設定する場合は、「最低制限価格」を「調査基準価格」に変更すること。

様式第14号(第30条関係)

第 号
年 月 日

様

本庄市長



落札者の決定及び契約の締結について(通知)

下記の一般(指名)競争入札の結果、貴社を落札者と決定しましたので通知します。
なお、別添の契約書に記名押印の上、5日以内に提出してください。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 入札年月日 年 月 日

(注意事項)

- 1 業務委託にあつては、「工事名」を「委託業務名」に、「工事場所」を「履行場所」に変更すること。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第5条関係)

様式第8号 (第5条関係)

様式第9号 (第5条関係)

様式第10号 (第5条関係)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第11条関係)

様式第13号 (第13条関係)

様式第14号 (第30条関係)